

ガソリン税の暫定税率撤廃を求める意見書の提出について

ガソリン税の暫定税率撤廃を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

提出者	秦野市議会議員	古 木 勝 久
賛成者	同	小 菅 基 司
	同	福 森 真 司
	同	中 村 英 仁

提案理由

ガソリン税の暫定税率は、道路整備の財源確保を目的とした一時的な増税措置として導入されたが、実質的に半世紀以上継続され、暫定という名目が形骸化していることから、ガソリン価格の高騰により、深刻な影響を及ぼしている国民生活や経済活動を守るためにも、ガソリン税の暫定税率を直ちに撤廃し、消費者の税負担を軽減するよう、国に意見書を提出するものであります。

ガソリン税の暫定税率撤廃を求める意見書

現在、日本全国においてガソリン価格の高騰が続いており、とりわけ地方においては市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

特に、公共交通機関が十分に整備されていない地域では、自家用車が日常生活の必需品であり、ガソリン価格の高騰は家計に大きな負担をもたらしている。

また、運輸業・鉄鋼業・農林漁業など特に燃料を必要とする産業においてもコストの上昇が続き、事業の存続すら危ぶまれる状況となっている。

揮発油税及び地方揮発油税、いわゆるガソリン税には、現在、暫定税率としてガソリンの販売価格に1リットル当たり25.1円を上乗せして消費者が負担している。

この暫定税率は、昭和49年の道路整備財源確保を目的に導入された一時的な増税措置で、その後、平成21年に一般財源化した後も、実質的に半世紀以上増税が維持（継続）されており、暫定という名目が形骸化している。

加えて、ガソリン税に消費税がかかるため、消費者は過剰に税負担を負っており、二重課税となっている問題も指摘されている。

よって、国においては、国民生活や経済活動を守るためにも、ガソリン税の暫定税率を直ちに撤廃し、税負担を軽減するよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 様
経済産業大臣
内閣官房長官
経済財政政策
担当大臣

秦野市議会議長 横山 むらさき